

会議名称	令和5年度 第1回杉並区地域自立支援協議会 記録
日時	令和5年5月15日(月) 10:00~12:00
場所	杉並区役所分庁舎4階 AB 会議室
<p><出席委員> ◎高山由美子委員、奴田原直裕委員、齋藤聡委員、上田久美子委員、田邊大樹委員、西明久恵委員、氷見真敏委員、小林哲委員、中元直樹委員、水谷泰三委員、相田里香委員、関根麻里絵委員、継仁委員、○野瀬千亜紀委員、藤巻鉄士委員、春山陽子委員、修理美加沙委員、早野節子委員、佐藤陽子委員、高橋和哉委員、鈴木亮介委員、河津利恵子委員、池部典子委員、池部弘子委員 (◎会長 ○副会長)</p> <p><欠席委員> 宮崎卓矢委員</p> <p><幹事> 保健福祉部長：井上純良 障害者施策課長：山田恵理子 障害者生活支援課長：眞鍋稔晴</p> <p><事務局> 障害者施策課：ジングナー弘美、永沢文子、太田有子、星野健、小澤章勇 障害者生活支援課：直井誠 高齢者在宅支援課：白川久美子</p>	
<p><次第></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 保健福祉部長挨拶 3 委員自己紹介及び幹事紹介 ……資料1 4 会長及び副会長の指名 5 会長挨拶 6 報告及び検討 <ol style="list-style-type: none"> ①杉並区地域自立支援協議会（位置づけ・役割・組織等）について ……資料2 ②今年度の本会のスケジュールについて ……資料3 ③第9期の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ➢障害福祉計画に対する意見聴取 ……資料4 ➢障害者地域相談支援センターすまいるの評価 ➢地域生活支援拠点についての評価 ……資料5 ➢個別事例を通じた地域課題の検討 ……資料6 ➢虐待防止の取り組み ……資料7 ④シンポジウムについて ……資料8 ⑤意見交換 ～虐待防止の取り組みについて（グループワーク）～ 7 その他（連絡事項等） <ul style="list-style-type: none"> ・次回の日程 <u>令和5年7月6日9:30~11:30</u> 杉並区役所分庁舎4階 AB ・その他 	

<配布資料>

- 資料1 第9期前期杉並区地域自立支援協議会委員名簿（席上配布）
- 資料2 杉並区地域自立支援協議会について
- 資料3 令和5年度自立支援協議会本会と計画部会のスケジュール
- 資料4-1 地域自立支援協議会計画部会について
- 資料4-2 （仮称）杉並区障害者施策推進計画の策定について
- 資料4-3 令和5年度地域自立支援協議会計画部会名簿（席上配布）
- 資料5 地域生活支援拠点についての評価について
- 資料6 個別事例を通じた地域課題の検討について
- 資料7-1 第8期（令和3～4年度）地域自立支援協議会の取り組み状況と課題
- 資料7-2 令和5年度 虐待防止の取り組み～現状と課題
- 資料8 （参考）これまでの地域自立支援協議会シンポジウム

<内容>

- 1 開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 委員自己紹介及び幹事紹介
- 4 会長及び副会長の指名

⇒今期の会長を高山由美子委員、副会長を野瀬千亜紀委員として選出し承認。

5 会長挨拶

今年度から9期目の協議会の会長として引き続き担当することになりました。新たなメンバーも加わり、長く関わっている委員もいますが、皆さんと協議して進む方向を確認したいと考えています。国からは障害者総合支援法の改正に関連して、協議会の改善についての意見もあります。全国的にはマンネリや形骸化が課題とされていますが、杉並の協議会はそのような状況ではないと考えています。ただ、私も長く関わっていることでマイナスの面もあると思っています。新たに加わる委員の皆さんには、協議会が本来共有すべきことや意見を新鮮な目で提案していただきたいと思っています。新しい期になったので、協議会に関わる際に初心に戻ることができればと考えています。副会長にはすまいる荻窪の野瀬さんが就任しましたので、野瀬さんのサポートを受けながら進めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。（高山会長）

6 報告及び検討

①杉並区地域自立支援協議会（位置づけ・役割・組織等）について

②今年度の本会のスケジュールについて

⇒事務局より資料2及び3のとおり説明。

障害者総合支援法の第89条の3に基づき、地方公共団体は関係機関や障害者等とその家族を含む多くの関係者が参加する協議会を設置する必要があります。この協議会の目的は、地域における障害者への支援体制に関する課題を協議し、連携を図り、地域の実情に応じた体制整備を行うことです。協議会は相談支援体制の整備や推進状況の把握、障害者虐待防止の体制構築などの役割を果たします。また、情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能も持っています。

専門部会には相談支援部会や地域移行促進部会、高齢障害・連携部会、医療的ケア児支援検討部会、計画部会が設置されています。これらの部会では個別事例の検討や課題の共有が行われ、その結果は本会で報告されます。各部会や関係機関の代表がそれぞれの所属するネットワークを通じて参加し、意見交換することが求められています。

これまでの取組は資料のとおりで、第8期は新型コロナウイルスの影響を受けながらも、基幹相談支援センターの役割や業務、医療的ケア児支援検討部会、虐待防止の検討などが行われました。本期の取組みについては後ほど説明します。(事務局)

⇒質疑応答

Q. 私は今年初めて新しく委員になりましたが、皆さんはどこかの部会に所属する形になるのでしょうか。(河津委員)

A. 所属するのは、部会と本会の両方の方と、本会委員のみの方がいます。現時点で特定の部会に所属がない方は、本会委員として活動される形になっています。委員の選出は、事務局と前期(第8期)のメンバーで次期(第9期)委員について話し合い、各所属から推薦を受けるような形式となっています。(事務局)

協議会には本当に多くの役割が求められており、初めは少なかったと思いますが、年々その仕事の量が増えています。しかし、求められる役割は全国的に共通しているものの、協議会は地域の現状に応じた体制を築くことが非常に重要です。障害のある人々やない人々が住みやすい地域をどう作っていくかが、最も重要な課題だと考えています。ですので、杉並区にお住まいの方や地域で働いている方々の視点から、どのような杉並区が望ましいのかを大切にしながら、皆さんと協議することができればと思っています。(高山会長)

③第9期の取組みについて

➤障害福祉計画に対する意見聴取

⇒事務局より資料4-1から4-3のとおり説明。

計画部会は計画作成のための専門部会として設置されることとなり、内容とメンバーについて了承を得た上で、計画部会が進められる予定です。現在の障害福祉計画は第6期、障害児計画は第2期となっており、今年度が最終年となるため、新たな計画を策定する部会が設けられます。

委員は学識経験者等の15名で、別紙名簿のとおりでよろしいでしょうか。(事務局)

⇒資料4-3名簿のとおり承認。

現在、杉並区では保健福祉計画自体を見直し、障害者分野を含む5つの分野に再編しました。従来の障害者福祉計画や障害児福祉計画は、次の第7期や第3期の計画策定に移行します。計画の期間は令和6年度から8年度の3年間となります。計画部会は計画策定を進めるために5回の開催を予定しており、日程は委員の皆さんの調整結果によって若干変更される可能性があります。各回の報告のタイミングで進捗状況を共有していきます。計画部会の第1回は6月下旬に開催予定で、既に委員になっていただいた方々と日程調整を進めています。(事務局)

➤障害者地域相談支援センターすまいるの評価

⇒事務局より説明。

杉並区では相談支援の強化に関連して、すまいるの強化を進める意向です。すまいるの運営については、具体的な評価はこれまで行われておらず、第8期に区に提出されている書類を皆様に確認していただきながら、運営を評価してきたとお伝えしました。今後は、協議会で事業運営の評価方法を皆様と協議しながら進めたいと考えています。今日は特別な資料は準備しておりませんが、今後、皆様からの意見をここでいただく機会を設けたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。(事務局)

➤地域生活支援拠点についての評価

➤個別事例を通じた地域課題の検討

⇒事務局より資料5～6について説明。資料5は一部訂正。

資料5「地域生活支援拠点の役割」となっておりますが、正しくは「地域生活支援拠点に対する協議会の役割」になります。

地域生活支援拠点は、全ての障害者が住み慣れた地域で生活するための支援をするために設けられています。障害者総合支援法の改正により、各自治体で地域生活支援拠点を整備することが努力義務とされました。杉並区は、面的整備として様々な資源のネットワークを構築し支援を強化していくことを目指しており、今後は実行状況を評価し改善策を検討することが必要です。自立支援協議会の役割としては、地域の課題の把握や現状の取り組みの共有、地域課題等への方針・対応策の検討、評価、改善などが求められていますが、現在は評価指標がまだ開発されていないため検討が必要です。事務局で素案を作り、協議会で具体的に検討していきたいと考えております。

また、協議会の課題として全国的に形骸化していることが指摘されており、具体的な地域課題を検討していくため、個別事例を通じて課題を積み重ねる必要があります。協議会の法律改正により、障害者等の適切な支援に関する情報共有や地域機関への協力要請が明確化されました。さらに、守秘義務も法律上明示されており、協議会関係者は話された事例について守秘する必要があります。今後も協議会や部会を通じて個別の事例を検討し、地域の課題抽出に向けて協力をお願いいたします。(事務局)

⇒質疑応答

Q. 地域生活支援拠点の評価において、杉並区では基幹相談支援センターが拠点となって面的整備を目指していくということですか。地区など具体的な面的整備の最小単位はあるのでしょうか。(高橋委員)

A. 基幹相談支援センターが拠点ではなく、基幹相談支援センターを含むネットワークを構築することを面的整備と呼んでいます。例えば、緊急のショートステイ施設の受け入れ先を増やしたり、障害のある方が突然親に何かあった場合にヘルパーと一緒に泊まれる仕組みを作ったりするなど、さまざまな取り組みを含めて面的整備を進めています。具体的な圏域などはありません。(事務局)

面的整備には目に見える部分と見えない部分があります。具体的なサービスや支援体制は目に見える部分ですが、ネットワーク自体は目に見えないものです。障害のある方やその家族が安心して生活できる実感を得ることが、面的整備が整っていくことだと思います。そのため、地域生活支援拠点の評価が大事だと考えています。(高山会長)

Q. 協議会の役割は、地域レベルや個人レベルのレアケースに焦点を当て、課題を抽出し、解決策を検討することだと思いますが、課題の抽出はどのようにお考えですか。

私は、昨日2つの地域の会議に参加しました。特に、小中高校生の子供を持つ母親たちは、児童福祉から障害福祉への移行や年金手続きなど、異なる分野への準備や相談先に関する情報が不足していることに気付きました。また、高齢者を含む会議でも、グループホームや病院との関係に関する課題が浮上しました。地域で噂話やお喋りしているような小さな課題や、行政や相談支援事業所が把握していない課題について、どのように抽出し、どのような場で検討していくことを考えていますか。(河津委員)

A. 一点目は、各部会に参加しているメンバーのネットワークを活用し、類似の課題を抽出していきます。これまでは相談支援部会が主導していた取り組みですが、地域移行促進部会や高齢・障害連携部会など特定の課題に特化した部会がありますので、各部会での報告を受け、協議会としても検討していきます。

二点目に、一般的には話題にならず見過ごされている地域の課題については、まだ検討の余地があり、アウトリーチ活動が必要であると考えています。実際に困っている人々がいるけれども、そ

れが周囲で噂話として伝わるような課題について、皆さんと協力して検証していきたいと思えます。(事務局)

➤虐待防止の取り組み

⇒事務局より資料7について説明。

第8期の協議会では、地域生活支援拠点や医療的ケア児支援に関する課題共有が行われました。また、虐待防止の取り組みについてアンケート調査や防災対策のレクチャーが行われました。現在の課題としては、意思決定支援、相談支援体制の強化、地域生活支援拠点の整備、虐待防止の取り組み・ネットワーク構築、障害者の防災対策が挙げられています。第8期の終了時には、次の第9期において意思決定支援と虐待防止対策に力を入れるような話がありました。意思決定支援については、第7期から議論が進められてきましたが、コロナの影響もあり、まだ十分な議論ができていない部分もあります。今後のテーマとして引き続き議論を深めていく予定です。虐待防止に関しては、アンケート結果を元に虐待防止に関するパンフレットについて検討されましたが、実際の作成には至っていません。

第9期では、第8期ではできなかったことに取り組むと同時に、虐待防止の取組について継続的に議題に上げ、課題の共有や解決に向けた議論を行いたいと思えます。(事務局)

第9期では、意思決定支援と虐待防止に取り組むだけでなく、他の課題についても取り組む予定ですが、特に意思決定支援と虐待防止の具体化に重点を置きたいと考えています。皆さんからの意見も重要であり、部会や全体会で意見を共有したいと思っています。優先順位の高い課題についても皆さんからの意見を取り入れたいので、ご協力をお願いします。(高山会長)

④シンポジウムについて

自立支援協議会では毎年シンポジウムを開催しており、今年も実行委員会の募集を行い実施したいと考えています。開催時期は12月もしくは年度末ということで調整しています。(事務局)

⑤意見交換 ～虐待防止の取り組みについて（グループワーク）～

<A グループ>

余裕がないと虐待が起こりやすいという認識のもと、現在できる対策として、家族や関係者同士が現状を話し合い、相互理解を深める関係づくりが重要だという意見がありました。また、相談支援の場面では決めつけずに全体的な確認を行い、お互いに話し合える関係づくりや環境づくりが必要だということをお話ししました。入所施設では職員の負担を分散し、役割分担と責任の明確化を大切にする取り組みがされているとのことでした。また、地域との交流や外部からの目を入れることが虐待防止につながるという意見もありました。すまいるではモヤモヤコーナーの場を設け、否定しない環境を作ることで職員が気持ちを吐き出し、新たな気持ちで支援できるようにする取り組みがあるとのことでした。キーワードとしては、話し合える環境づくりが虐待防止につながるということでした。

<B グループ>

支援者による無自覚な虐待が起こる可能性について話し合われました。グループホームでは従業員の入れ替わりや副業をする人もおり、日常的な障害者への理解や職員間のストレスが懸念されました。そのため、法人以外の第三者にもSOSを出せる仕組みが必要であるとの提案がありました。また、一方の意見を優先すると他方が虐待ではないかとなることもあるため、公正な目で第三者が関与することが重要との意見もありました。当事者の意見としては、支援者同士が信頼関係を築

き、相互に良いサービスを提供するために協力することが重要だと述べられました。

<C グループ>

虐待を防止するためには、情報共有が重要であるとの意見がありました。特に、担当職員間での情報共有や話し合いを通じて利用者についての理解を深めることが強調されました。また、合理的な配慮や情報の伝達も重要です。学校では、不適切な支援を避けるためにアンガーマネジメントの研修に力を入れているとの取り組みが紹介されました。また、セルフチェックやチームでの支援、コミュニケーション改善なども行われており、職員が安心して支援できる環境づくりが重視されています。

虐待は判断が難しいグレーゾーンの事例も多いため、不適切な支援を避けるだけでなく、より良い支援を目指すための話し合いや事例の共有が有効であるとの意見が出されました。また、利用者とのコミュニケーションを深めるために、信頼関係を築きながら難しい話題を話し合うことも重要です。さらに、虐待に関する相談や意見交換ができる事業所のネットワークが重視されました。事業所同士が情報共有や相談を行い、関係性を構築することが望ましいとの意見がありました。

<D グループ>

今すぐできる虐待への取り組みは、まず、話をきちんと聞くことと信頼関係の構築が重要であるという意見がありました。信頼関係を築くためには、困ったことに着目した相談を受けることが効果的であるとの意見も出されました。

次に、話すことが虐待防止の取り組みにおいて重要であるとの意見が出されました。当事者の意見も参考になり、優しい態度の人に対して話しやすく、個室で時間を取って話せる環境が安心感を与えるとの意見が述べられました。

最後に、虐待が起きやすいパターンについての話題が出されました。例えば、高齢化した親が口よりも先に手を出してしまったりする事例や、支援者が固定されていて住まいや計画相談、就労支援などが同じ法人で行われている場合にミスが高まるという指摘がありました。外部の風を取り入れることが予防になるのではないかという意見も述べられました。

<E グループ>

ヘルパーや世話人、相談員、行政など、様々な立場からの意見がありました。個人差による虐待の感じ方や、一人での対応の難しさにより問題が生じることもあるため、まずは困っていることを共有し、より良い支援を考えることが重要だという意見がありました。また、現場とのギャップを埋めるために報告をし合い、顔の見える関係を築きながら繋がっていくことが重視されました。特に障害分野では報告の仕組みが不十分であるという意見もあり、仕組みづくりの必要性が提起されました。多様な視点が組み合わさることで重層的に報告し合い、担当者の顔が分かり情報共有することによって虐待防止が可能であるとの意見も述べられました。

いただいた意見を幹事会で話し合い、次回の協議会で検討内容を示したいと思います。(事務局)

7 その他(連絡事項等)

次回の日程 令和5年7月6日9:30～11:30 杉並区役所分庁舎4階 AB

以 上